

# 公立小松大学大学院長期履修規程

令和6年4月1日  
規程第3号

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立小松大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第9条の2の規定による長期履修に關し、必要な事項を定めるものとする。

## (資格)

第2条 長期履修を認めることができる者は、本学大学院博士前期課程若しくは博士後期課程に入学する者又は当該課程に在学する者（入学後1年を経過しない者に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当するために標準修業年限で修了することが困難であると認められるものとする。

- (1) 職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なアルバイトを除く。）を含む。）
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他研究科長が相当と認めた者

## (長期履修期間)

第3条 長期履修の期間は、博士前期課程にあっては入学時から起算して3年又は4年、博士後期課程にあっては4年、5年又は6年とする。ただし、休学期間は、当該期間に算入しない。

## (申請手続)

第4条 長期履修を希望する者は、長期履修申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、学長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1号に該当する者 在職証明書又は在職が確認できる書類
  - (2) 第2条第2号又は第3号に該当する者 当該事実又は事情を証する書類
- 2 前項の申請は、入学を志願する者で長期履修を希望するものにあっては入学手続き書類提出時までに、在学する者にあっては長期履修を開始しようとする年度の前年度の1月末日までに行わなければならない。
- 3 第1項の申請に対しては、研究科委員会の意見を徴した上で、学長が許可する。

## (長期履修期間の短縮)

第5条 長期履修を認められた者が、当該期間の短縮を希望する場合は、長期履修期間短縮申請書（様式第2号）を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、短縮を希望する修了予定期の半年前までに行わなければならない。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の申請について準用する。

## (長期履修期間の延長)

第6条 長期履修の期間は、延長することができない。

(授業料)

第7条 長期履修に係る授業料の額については、別に定める。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年12月1日から施行し、令和7年9月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

長期履修申請書

年 月 日

公立小松大学長 殿

サステイナブルシステム科学研究所

専攻

博士

課程

氏名（自署）

以下のとおり、長期履修を希望するので申請します。

学籍番号（受験番号）				
入学（予定）年月		修了希望年月	長期履修希望期間 ( 年 か月 )	
年 月		年 月	年 月～ 年 月	
※在学中の勤務先 (職種)				
※勤務先の所在地	〒 - TEL ( )			
申請理由				
(長期履修計画は、別紙：様式任意により単位の修得計画を含み作成し添付すること。)				
主任指導教員の所見				
	主任指導教員氏名（自署）			

※印は該当者のみ記入

様式第2号（第5条関係）

長期履修期間短縮申請書

年 月 日

公立小松大学長 殿

サステイナブルシステム科学研究所

専攻

博士

課程

氏名（自署）

以下のとおり、長期履修期間を短縮したいので許可願います。

学籍番号			
入学年月	年 月		
当初の修了年月	年 月		
当初の長期履修期間	年 月 ~ 年 月 ( 年 か月 )		
短縮後の修了年月	年 月		
短縮後の長期履修期間	年 月 ~ 年 月 ( 年 か月 )		
短縮理由（長期履修を必要としなくなった理由）			
主任指導教員の所見			
	主任指導教員氏名（自署）		